

行政事業レビューシート (文部科学省)

予算事業名	義務教育費国庫負担金に必要な経費		事業開始年度	昭和28年度		作成責任者
担当部局庁	初等中等教育局		担当課室	財務課		財務課長 伯井美德
会計区分	一般会計		上位政策	義務教育に必要な教職員の確保		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	義務教育費国庫負担法、市町村立学校職員給与負担法、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律		関係する計画、通知等	教育振興基本計画(平成20年7月1日閣議決定)		
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	<p>すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。(日本国憲法第26条)</p> <p>義務教育について、義務教育無償の原則に則り、国民のすべてに対しその妥当な規模と内容とを保障するため、国が必要な経費を負担することにより、教育の機会均等とその水準の維持向上を図ることを目的とする。(義務教育費国庫負担法第1条)</p>					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	<p>国は、毎年度、各都道府県ごとに、公立の義務教育諸学校の教職員給与等について、その実支出額の3分の1を負担する。ただし、特別の事情があるときは、各都道府県ごとの国庫負担額の最高限度を政令で定めることができる。(義務教育費国庫負担法第2条、義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令)</p>					
実施状況	<p>国は、毎年度、47都道府県毎に、公立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部の教職員(約70万人)に係る給料及び諸手当等に要する経費について、原則としてその実支出額の3分の1を負担している。</p>					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	1,664,136	1,657,188	1,591,739	1,593,767	1,602,695
	執行額	1,664,136	1,648,615	1,591,739		
	執行率	100.0%	99.5%	100.0%		
	総事業費(執行ベース)	4,992,408	4,945,845	4,775,217		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	<p>教職員給与費の支出額については、各都道府県が提出する交付申請書により年度当初における年間支出見込額を給与費目毎に把握しているほか、各都道府県における人事委員会勧告や給与見直しの状況を書類等により把握しつつ年度途中の再調査を実施しており、最終的には実績報告書により決算を行っている。</p> <p>国庫負担の最高限度額については、政令や規則等に基づき、当該年度5月1日現在の経験年数別教職員数等を書類により把握し算定している。</p> <p>なお、国庫負担金の支払いについては、各県の給料支給日や期末・勤勉手当の支給月を調査し、月毎に必要な額を支出している。</p>				
	見直しの余地	<p>最高限度額の算出方法について、調書の注意書きが不足するなど都道府県の担当者にとってわかりづらい箇所があったので、平成22年度分から調書を大幅に改善するとともに、留意事項をまとめたチェックリストを作成して配布し説明会を実施したほか、平成22年度に現地調査を行い、今後の事務改善に資する。今後とも各県の意見等を踏まえ不断の見直しに努める。</p>				
予算監視の効率化	<p>1. 事業評価の観点:この事業は、教育の機会均等とその水準の維持向上を図るため、義務教育無償の原則に則り、国民の全てに対しその妥当な規模と内容とを保障するため、公立義務教育諸学校の教職員給与費についてその一部を負担する事業であり、長期継続事業の観点から検証を行った。</p> <p>2. 所見:この事業は、昭和28年度から行われている長期継続事業であるが、地方公共団体の財政力の差にかかわらず、全国すべての地域において、優れた教職員の必要数を確保するため、引き続き義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに、平成22年7月の中央教育審議会初等中等教育分科会の提言やマニフェストにおいて「少人数学級を推進するとともに、学校現場での柔軟な学級編制、教職員配置を可能にします。」と表記されていること等を踏まえ、学級編成の標準の引き下げなど必要な制度改善を行うべきである。</p>					
補記	<p>小学校1・2年生で35人学級を実現するための所要額を計上</p>					

文部科学省

1, 591, 739百万円

各都道府県毎に、公立義務教育諸学校の教職員給与費等の実支出額について、原則として3分の1を負担

【直接補助】



A. 都道府県(全47機関)

1, 591, 739百万円

公立義務教育諸学校の教職員給与費等を負担

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)  
(単位:百万円)

費目・使途  
 (「資金の流れ」  
 においてブロックごと  
 に最大の金額が支出さ  
 れている者について記  
 載する。使途と費目の  
 双方で実情が分かるよ  
 うに記載)

A. 東京都			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
人件費	公立義務教育諸学校の教職員の給与	113,237			
計		113,237	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

## 「複数支出先ブロック」の支出先一覧(上位10機関)

事業名:A. 義務教育費国庫負担金

	支出先	支出額(百万円)
1	東京都	113,237
2	大阪府	96,398
3	神奈川県	91,881
4	愛知県	84,336
5	北海道	77,116
6	埼玉県	76,634
7	千葉県	70,011
8	兵庫県	68,142
9	福岡県	62,465
10	静岡県	44,265
⋮	その他	807,254
合計		1,591,739